

専決処分の報告について

工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 3 月 27 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



専 決 処 分 書

秦野駅北口ペDESTリアンデッキ設置工事（平成28年度継続費設定）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 契約の目的

秦野駅北口ペDESTリアンデッキの延伸及びエスカレーターの新設

2 契約の変更事項

(1) 原契約金額

471,960,000円

(2) 変更後の契約金額

481,874,400円

(3) 変更する額

9,914,400円の増額（2.10パーセント増）

3 契約の相手方

横浜市中区本町五丁目49番地

古河産機システムズ株式会社横浜営業所

所長 末 永 生 一

平成30年3月9日

秦野市長 高 橋 昌 和



理由

秦野駅北口ペDESTリアンデッキ設置工事（平成28年度継続費設定）において、ペDESTリアンデッキの施設を管理するためのカメラ等を追加するとともに、電力確保のために受電盤の改修をすることにより、原契約金額を増額する。

報告第 5 号説明資料

1 工 事 名

秦野駅北口ペDESTリアンデッキ設置工事（平成 2 8 年度継続費設定）

2 工事場所

秦野市今川町地内

3 変更理由

(1) 管理用カメラ等の追加

ペDESTリアンデッキの施設を管理するため、カメラ、モニター及び通信設備を追加するとともに、それに伴う改修を行うものです。

(2) 受電盤の改修

エスカレーターの動力及びペDESTリアンデッキ等の照明の電源を引き込む回路が不足していたため、受電盤の改修を行うものです。

4 変更概要

(1) 工事内容

ア 管理用カメラの追加（1 台）

イ モニター及び通信設備の追加（一式）

ウ 受電盤の改修（一式）

(2) 工 期

ア 変更前

平成 2 8 年 1 0 月 5 日から平成 3 0 年 3 月 1 6 日まで

イ 変更後

平成 2 8 年 1 0 月 5 日から平成 3 0 年 3 月 2 8 日まで